

「ふれあいフェスティバル2021」企画コンペ実施要領

1 趣旨

この企画コンペは、「ふれあいフェスティバル2021」に係るイベントの企画や進行管理等の作業を一括して業者に委託して実施するにあたり、公平に委託業者を選定するために実施するものである。

2 委託する業務

「ふれあいフェスティバル2021」開催要綱（以下「開催要綱」という。）に基づき実施する「ふれあいフェスティバル2021」委託業務実施要領（以下「委託業務実施要領」という。）に定める業務。

3 企画コンペ参加資格

参加者の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 愛媛県内に支社以上の事業所を有すること。
- (2) 愛媛県競争入札参加資格者登録名簿に登録されていること。（又は、企画書の提出時まで登録が予定されていること。）
- (3) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (4) 企画書の提出時において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にならないこと。
- (5) 過去に地方公共団体等の主催する同規模の催事開催業務の請負実績があること。

4 企画コンペの参加申込みについて

参加を希望する者は、令和3年5月6日（木曜日）17：00までに「企画コンペ参加表明書」を人権対策課へ提出すること。

なお、参加表明書を提出した者は、6（1）に記載の説明会に必ず参加するものとし、当該説明会に参加しなかった者は、本企画コンペの参加申込を辞退したものとみなす。

5 委託契約の方法

- (1) 企画コンペ審査会設置要領及び審査基準に基づき、企画コンペを実施して、予算額の範囲内で最も優秀な企画を提案した業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）の規定により随意契約を締結する。
- (2) 企画コンペ参加業者（以下「参加業者」という。）に対しては、「開催要綱」及び「委託業務実施要領」を提示して、企画書及び経費見積書を徴した上で、企画内容を審査して委託する業者を決定する。

6 企画コンペの実施方法

(1) 企画コンペの説明

企画コンペに先立ち、参加業者に対して企画書の作成及び提出に関する必要事項の説明会を実施する。

実施日：令和3年5月12日（水曜日）14：00～

場 所：県庁第二別館4階労働委員会室

(2) 企画書の作成

参加業者は、「開催要綱」、「委託業務実施要領」及び「業務委託仕様書」に基づいて企画書を作成し、県に提出するものとする。

企画書の提出にあたっては、経費見積書により委託料見積金額を示し、その範囲内で実施案と必要経費を提案するものとする。

(3) 企画書の提出期限

企画書は別途定める期限までに提出するものとする。

なお、期限までに提出がないものは、受託の意思がないものとして取り扱う。

(4) プレゼンテーション(選考会)の実施

参加業者が、企画内容を別途定める審査員に十分説明する機会を設けるため、(3)の期限後、提出された企画書の範囲内でプレゼンテーション(選考会)を実施する。

(5) 企画書作成に要する経費の負担

企画書の作成及びそれに関連する作業等に要する経費は、参加業者の負担とする。ただし、これを不服とする業者については、企画コンペへの参加を辞退できる。

7 企画内容の審査方法

より優れた企画を、透明性と公平性を確保して採用する観点から、「ふれあいフェスティバル2021」企画コンペ審査会（以下「審査会」という。）を設置する。審査員は、別に定める審査基準に基づき評価（採点）を行い、参加業者の順位付けを行う。

8 委託業者の決定

- (1) 各審査委員が、審査表に示した審査項目ごとに評価（採点）を行い、参加業者の順位付けを行う。
- (2) 審査員による1位評価の過半数方式（新增沢方式）により、委託業者を決定する。
- (3) 提案者が1者の場合は、審査委員による採点を行い、合計得点が6割以上であれば、その者を委託業者とする。